

令和3年2月10日

第1回 準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会のご案内

令和2年4月1日から特定地域が解除され、準特定地域に指定されました。

本来であれば、準特定地域として協議会を設立した上で、協議会設置要綱・準特定地域計画案についてご審議していただく協議会を開催する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染拡大による感染症対策等の観点を踏まえ、協議会の開催を控えさせていただいております。

この度、札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を改正協議会設置要綱（案）第5条14項に基づき、第1回準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を書面にて開催いたしますので、お知らせします。

なお、書面による本協議会に構成員として希望される方は2月20日までに事務局まで申し出下さい。

記

1. 審議事項

議案1 準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）について

議案2 札幌交通圏 準特定地域計画書（案）について

報告事項 札幌交通圏におけるタクシーの現況について

以上

お問合せ先
準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局
一般社団法人 札幌ハイヤー協会
担当 増田・石亀
(電話) 011-561-1171